

報酬減額の提案理由

只今議題となりました議員の報酬の特例に関する条例は、この4月1日から平成26年3月31日までの間、議員報酬につき議長・副議長・議員のそれぞれに対し、月額3万円を削減するとともに、期末手当について同期間加算率を100分の45から、100分の20に改めようとするものであります。

長崎県議会は現在、県民目線に立って、県民のためにより成果を生み出し、もって県民の負託に一層応えるため、これまでの県議会・県政の全般にわたり見直しを行い、改革すべきは改革するといった具体的で積極的な取り組みを不斷に行っているところであります。

5月から通年議会とすること、その中で委員会活動の充実を図ること、それらに伴う必要経費をおさえるため、議員への旅費等を大幅に圧縮すること、議会基本条例を制定し、議員や議会の役割や、るべき姿を県民の前に明らかにすること、入札制度等、県の発注方式を改善すること、政策等決定過程の透明性等を確保し、県議会・議員との協議等を拡充すること等々、県議会・県政改革特別委員会での集中審査を通じて、本議会で只今決定したところであります。

こうした改革を実行することと併せて、我々県議会議員に対する報酬も、支給額が一般県民の給与水準からして高額であるとかねてよりご指摘があり、加えて本県財政を取り巻く環境は厳しく、東日本大震災の大災害も手伝って、経費の一層の削減も求められているといった状況にあることから、この際、自主的に見直し削減することとし、不退転の決意をもって改革に突き進む姿勢を示さんとするものであります。

削減額については、この4月から国家公務員が平均7.8%給与を削減することや、国會議員が年間300万円報酬を減額するといった状況にあることから、これらを参考として議員1人当たり年間約8.1%、105万6,200円を減額することとし、今後2年間で合計約1億円を削減しようとするものであります。

この削減経費については今後、提案者である私としては、県内各地での委員会の開催や県議会の広聴広報の拡充等、県民により開かれた、そして県民のより積極的な議会への参画を求めるための経費、さらには東日本大震災からの復旧・復興のために、本県として率先して取り組むための経費など、通常予算ではなかなか 計上が難しいが、県民からみて有用と支持される事業や活動に充当されることを望むものであります。

以上、長崎県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の改正を求める提案理由を述べ、議員各位の賢明な判断を求めるものであります。